

令和8年度川西市社会福祉協議会「社協ひだまり基金・共同募金事業」 助成金募集要項

助成金の趣旨

「社協ひだまり基金・共同募金事業」は、特定非営利活動法人川西高齢者と歩む会から、社会福祉法人 川西市社会福祉協議会に地域福祉の推進のために寄贈された1,000万円の寄附金と共同募金配分金を原資とする社協一般募金配分金をもとに、川西市の地域福祉向上のために行われる新たな事業について必要な助成を行います。

1. 助成対象

(1) 助成対象の事業

地域福祉を推進するための新規に立ち上げるもので、継続性が見込まれる特色のある事業を実施しようとする団体（法人・任意団体の別を問わない。）に対し、「社協ひだまり基金・共同募金配分金」における予算の範囲内で助成金を交付します。

(2) 助成対象の団体等

川西市あるいは川西市を含む圏域において福祉活動を行う構成員5人以上の団体を助成対象団体とします。

(3) 助成対象経費

以下のものを助成対象とします。

- ①新たにこの基金を以て、地域福祉を推進するための特色ある事業を実施しようとする団体（法人・任意団体の別を問いません。）を設立又は、組織しようとする場合の初期経費
- ②講師等に係る謝金
- ③旅費
- ④印刷製本費（パンフレット、チラシ、各種の資料等の印刷費）
- ⑤消耗品及び材料購入費
- ⑥通信運搬費（電話、郵送料等）
- ⑦保険料
- ⑧賃借料（会議室等賃借料、リース及びレンタル料）
- ⑨備品購入費（備品とは、1物品の購入単価が5万円以上の物品をさします。5万円以上の備品購入費は、助成額の2割以内とします。）

※1物品（1回の印刷）の単価が1万円以上の場合は見積書を添付してください。

（パンフレットやインターネットの購入画面で金額が記載されているものでも構いません。）

(4) 助成対象外

以下のものは助成の対象外とします。

- ①活動が政治的または宗教的宣伝を目的とした活動
- ②営利を目的とした活動であること。
- ③反社会的勢力等に関与した活動。
- ④他の団体等への資金の補助、助成等を内容とする活動
- ⑤貸付、融資、出資その他の助成に係る資金の回収が見込まれる活動
- ⑥その他、民間団体が担うにふさわしくないと認められる活動
- ⑦人件費
- ⑧飲食費
- ⑨対象となる経費であっても、既に川西市及び川西市社協から助成を受けている経費

2. 助成の概要

(1) 助成金額

- ①総額・・・・・・・・・・・・・・・・・・100万円
- ②1件（団体）当たりの助成金額・・・・30万円（限度額）

(2) 助成対象の期間

令和8年4月～令和9年3月

(3) 選考方法

助成金申請書、添付書類等にて応募の上、本会の選考委員会において、助成金申請団体に助成金申請事業の説明を行っていただき、その後、選考を行い決定します。
選考は、助成対象となる事業の必要性や効果および費用等を評価します。

(4) 選考日

令和8年2月上旬（予定）
※決まり次第、申請者へ通知します。

(5) 選考の結果発表

令和8年2月下旬
※文書にて通知します。
選考の経過および内容は、お知らせできませんのでご了承ください。

(6) 助成金の交付

令和8年4月上旬/（予定）
※申請者が指定した銀行口座へ振り込みます。

助成決定通知後に振込先の指定用紙を提出ください。

(7) 実績報告

助成を受けた団体は、事業が完了したときは、事業実績報告書に必要書類を添え、事業の完了した日から30日を経過する日までに、本会の会長に提出してください。

3. 応募の手続き

(1) 応募方法

助成金申請書に必要事項を記入の上、添付書類とともに、本会へご提出ください。
(来所・郵送等どちらでも可能です。)

○添付書類

団体を紹介する資料や助成金申請に関する資料などがあればご提出ください。

(添付書類例)

- | | |
|---------------------|---------------|
| 1. 総会資料 | 2. 会則・規則・定款など |
| 3. 定期刊行物、パンフレット | 4. 役員名簿、会員名簿 |
| 5. 申請される事業の詳細がわかる資料 | 6. その他関連資料 |

(2) 申請書

本会のホームページからダウンロードするか、窓口へ取りにお越しください。

(3) 応募件数

応募件数は、1団体について1件です。

(4) 応募期間

令和7年10月1日(水)～令和7年12月19日(金)(必着)

(5) 助成金の返金

以下の場合、助成金を全額または一部返還していただきます。

- ・虚偽の申請、その他不正な行為により助成金の交付を受けた場合
- ・助成金申請内容と異なる場合。(助成決定後の助成金の用途変更は認められませんので、申請内容を十分ご検討ください。)
- ・期限内に活動が実施されない場合や期限までに報告書を提出されない場合
- ・助成金に該当する領収書、レシート等金額が記載されている書類を紛失した場合。
- ・助成金額の未使用がある場合。
- ・年度途中で事業の運営や変更があった場合はすみやかに下記の「お問い合わせ」までご連絡いただき、その指示に従ってください。

(6) その他

①追加資料の提出

- ・ 選考のため追加資料が必要な場合は、別途追加資料の提出をお願いします。

②個人情報の取り扱い

- ・ 助成金申請書ならびに添付資料の個人情報は原則として、川西市社会福祉協議会「社協ひだまり基金・共同募金事業」の事業推進ならびに、本会事業の業務遂行上必要な範囲の利用に限定します。また、法令等に定める場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供することはいたしません。

③別の助成金も申請されている場合または、申請予定の場合は、その助成金の名称と金額も合わせて記載ください。

■お問い合わせ■

社会福祉法人 川西市社会福祉協議会 （担当：濱田、高砂）

〒666-0017 川西市火打1丁目12-16 キセラ川西プラザ福祉棟1階

TEL：072（759）5200 FAX：072（759）5203

E-mail：tiiki@k-shakyo.or.jp

URL：http://www.k-shakyo.or.jp/